

厚木市中小企業設備投資促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内中小企業者又は小規模企業者（以下「中小企業者等」という。）が機械及び装置（法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第3号及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第2に規定するものをいう。）に係る設備投資に要した経費の一部を予算の範囲内において補助することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定するものをいう。
- (3) 設備 生産性の向上、生産の拡大、生産品の変更、新製品の開発及び生産のため設置する機械並びに装置で、直接に事業の用に供するものをいう。
- (4) 設備投資 中小企業者等が設備を購入し、及び設置すること（割賦リース終了後に設備の所有権が、中小企業者等に移る契約を含む。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業者等であって、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 市内において5年以上継続して事業を営み、かつ、個人にあつては、市内に1年以上住所を有すること。
- (2) 市税（延滞金等を含む。）を完納していること。
- (3) 自社製品を設置するものでないこと。

(補助対象設備等)

第4条 補助の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、補助対象者が前年度の3月16日から当該年度の3月15日までに購入し、又は使用しているもので、次の各号のいずれの要件を満たすものとする。

- (1) 中小企業者にあつては、300万円以上のもの
- (2) 小規模企業者にあつては、200万円以上のもの
- (3) 市内の自社敷地内に設置したもの

2 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備の購入に際し、補助対象者が支払った費用とする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

3 前項の規定にかかわらず、国、県又は公的団体から補助金等の交付を受けてい

る場合は、当該補助金額を控除した額を補助対象経費とする。

4 割賦による支払の場合は、次の各号のいずれの要件も満たす場合に補助対象とする。

- (1) 契約の趣旨として物件の購入が目的であること。
- (2) 全額を必ず支払う契約となっていること。
- (3) 途中解約又は解除が原則できない契約であること。
- (4) リース契約にあっては、リース終了後、所有権が中小企業者等に移ること。
- (5) リース契約にあっては、リース期間中に中小企業者等が固定資産税（償却資産税）を納めていること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、200万円（製造業（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類による製造業をいう）以外を主たる事業として営んでいるものによる申請の場合にあっては、100万円）を上限とする。

- (1) 中小企業者 補助対象経費の2分の1以内の額
- (2) 小規模企業者 補助対象経費の3分の2以内の額

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(事業計画概要書等の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、設備の引渡しを受ける2箇月前までに、厚木市設備投資促進事業計画概要書に補助対象設備等の仕様等が分かる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の申請)

第7条 前条に規定する概要書を提出した申請者（以下「交付予定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、設備の引渡しを受けた日から2箇月以内（設備の引渡しを受けた日が1月16日から3月15日までの間にある場合にあっては、3月15日まで）に、厚木市中小企業設備投資促進事業補助金交付申請書及び厚木市中小企業設備投資促進事業補助金補助対象設備内訳書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。この場合において、同日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下これらを「休日等」という。)に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日等でない日とする。

- (1) 市税納税証明書（市税に未納のない証明書）
- (2) 会社の経歴が分かる書類
- (3) 直近の決算書
- (4) 補助対象設備等の仕様書等
- (5) 補助対象設備等の写真

- (6) 補助対象設備等の配置図
- (7) 補助対象経費の契約書の写し
- (8) 補助対象経費の領収書等の写し
- (9) 事業報告書
- (10) 役員等氏名一覧表
- (11) 収支決算書
- (12) 国又は県の補助金交付決定通知書の写し

2 同一の交付予定者による補助金の交付申請は、同一年度内に設備1基、1回を限度とする。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、必要に応じて現地調査等を実施するものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査及び調査した結果、補助金を交付することを決定したときは、厚木市中小企業設備投資促進事業補助金交付決定通知書により交付予定者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査及び調査の結果、交付しないことを決定したときは、厚木市中小企業設備投資促進事業補助金不交付決定通知書により交付予定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた交付予定者(以下「交付決定者」という。)からの請求に基づき、請求書を受け取った日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱及び規則の規定に違反したとき。
- (3) 交付決定後、1年以内に事業を廃止し、又は市内での営業を取り止めたとき。
- (4) 交付決定後、1年以内に補助対象設備等の売却、譲渡、交換、貸付け、又は市外へ移動したとき。
- (5) 補助対象設備等について、地方税法(昭和25年法律第226号)第383条の規定に基づく固定資産税の申告をしなかったとき。

(報告等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、報告若しくは関係書類の提出を求め、又は当該職員に調査をさせることができる。

(重複助成の禁止)

第12条 この要綱に規定する補助金は、厚木市ロボット関連産業等促進事業補助金

交付要綱（令和3年8月1日施行）に規定する補助金並びに厚木市企業等の立地促進等に関する条例（平成21年厚木市条例第2号）及び厚木市企業等の立地促進等に関する条例施行規則（平成21年厚木市規則第36号）に規定する奨励措置と重複して受けることはできない。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。ただし、附則の次に別表を加える改正規定（4の項に係る部分。）は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。